

# いわてで働こう推進協議会設置要領の一部改正(案)について

## 1 趣旨

---

当協議会は、若者や女性の県内就職及び創業支援の充実を図り、県内就業者の拡大を通じて、本県の産業振興と人口減少の歯止めに資することを目的として、行政、産業・経済団体、教育関係者等により構成されているところであるが、一層の体制強化を図るため、構成員を追加するもの。

## 2 改正内容

---

要領第3条に規定する別表に、「一関工業高等専門学校」を追加する。

# いわてで働こう推進協議会設置要領

改正後

〔平成28年2月9日制定〕  
〔令和3年6月18日最終改正〕

## （設置）

第1条 若者や女性の県内就職及び創業支援の充実を図り、県内就業者の拡大を通じて、本県の産業振興と人口減少の歯止めに資するため、経済団体、産業団体及び教育機関等の関係機関により、いわてで働こう推進協議会（以下、「協議会」という。）を設置する。

## （所掌事務）

第2条 協議会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 若者や女性の県内就職や創業支援に資すること
- (2) その他目的達成のため必要なこと

## （構成）

第3条 協議会は、会長、別表に掲げる団体等から指名された委員をもって組織する。

- 2 会長は、岩手県知事とする。
- 3 副会長は、委員の中から会長が指名する。

## （役員職務）

第4条 会長は、会務を総理し、会議の議長となり、本会を代表する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

## （会議）

第5条 協議会は、必要に応じて会長が招集する。

## （担当者会議）

第6条 協議会に担当者会議を置く。

- 2 担当者会議は、委員が指名する者をもって組織する。
- 3 担当者会議は、会長が指名する者が必要に応じて招集し、担当者会議の座長を務める。
- 4 担当者会議の詳細は、別に定める。

## （関係者の参画）

第7条 会長は、必要であると認められるときは、協議会の委員以外の出席者を求め、説明または意見を聞くことができる。

## （事務局）

第8条 協議会の事務局は、岩手県商工労働観光部定住推進・雇用労働室に置く。

- 2 事務局の組織に関し必要な事項は、会長が別に定める。

## （その他）

第9条 この要領に定めるもののほか、協議会の運営その他に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この要領は、平成 28 年 2 月 9 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 29 年 2 月 10 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 30 年 2 月 9 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 30 年 6 月 11 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 31 年 2 月 15 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 3 年 6 月 18 日から施行する。

[別表]

岩手県
岩手労働局
東北経済産業局
岩手県高等学校長協会
一般社団法人岩手県私学協会
岩手大学
岩手県立大学
岩手保健医療大学
富士大学
盛岡大学
修紅短期大学
一関工業高等専門学校
一般社団法人岩手県専修学校各種学校連合会
岩手県高等学校 P T A 連合会
岩手県商工会議所連合会
岩手県商工会連合会
岩手県中小企業団体中央会
一般社団法人岩手県経営者協会
一般社団法人岩手経済同友会
岩手県中小企業家同友会
一般社団法人岩手県工業クラブ
社会福祉法人岩手県社会福祉協議会
公益社団法人岩手県農業公社

公益財団法人岩手県林業労働対策基金
公益財団法人岩手県漁業担い手育成基金
一般社団法人岩手県建設業協会
日本労働組合総連合会岩手県連合会
岩手県市長会
岩手県町村会
一般社団法人岩手県銀行協会
岩手県信用金庫協会
公益財団法人ふるさといわて定住財団
公益財団法人いわて産業振興センター
岩手県社会保険労務士会